⑸　工期　契約締結日から平成30年５月30日まで
⑹　使用する主要な資機材
　ステンレス鋼　ＳＵＳ304　233ｔ
　普通鋼　ＳＭ400　22ｔ
⑺　第１号の１の⑹に同じ。
2　競争参加資格
　次に掲げる⑴から⒀の全ての条件を満たしている者であること。
⑴、⑵、⑷、⑸、⑺、⑼、⑽、⑾、⑿及び⒀　第１号に同じ。
⑶　東海農政局における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている者のうち、「鋼構造物工事」に認定されている者であること。
　ただし、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。
⑹　施工実績　平成12年度から平成26年度（過去15年度間）に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。
　なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。
　また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。
※「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また、「据付」も同様である。同種工事とは、水門設備工事を施工実績とする。
　ただし、農林水産省発注工事の工事成績が65点未満のものを除く。
⑻　配置予定技術者
①　配置予定技術者の専任性
ア　工場製作については、専任制を義務づけない。
　なお、工場製作過程においても監理技術者等が監理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。
　また、工場製作担当者は、現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外でも可。）として従事すること。ただし、常駐する必要はない。
イ　現場据付については、専任制を義務づける。
　ただし、請負契約が締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始するまでの間。）及び工事終了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間は、専任性を義務づけない。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。
ウ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に中止している期間は、専任性を義務づけない。
②　配置予定技術者の配置
ア　建設業法で示す鋼構造物工事工事（指定建設業以外）で取り扱う。
イ　配置予定技術者は、下請合計金額３千万円以上の場合は監理技術者、３千万円未満の場合は主任技術者を配置する。
③　配置予定技術者の資格
　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。
ア　監理技術者【資格要件：建設業法第26条第２号（同法第15条第２号）】
　１級土木施工管理技士
イ　主任技術者【資格要件：建設業法第26条第１号（同法第７条第２号）】
　主任技術者は、次に掲げる資格又は実務経験のいずれかを満たす者を当該工事に配置できること。
㋐　１級土木施工管理技士
㋑　指定学科を卒業後、Ⓐ高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、Ⓑ高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、Ⓒ大学（旧制大学を含む）３年以上、水門設備工事の実務経験を有する者。
㋒　水門設備工事の実務経験を10年以上有する者。
④　配置予定技術者の施工経験
ア　平成12年度から平成26年度（過去15年度間）に、上記２の⑹に掲げる工事の経験を有する者であること。
　なお、工事の経験とは、全工事期間に従事することを原則とするが、工事期間の３分の２以上又は、同一工事で１年以上の従事したことが確認できること。
イ　工場製作については、一元的な管理体制（ＩＳＯ9000Ｓ等の認証を取得した業者であること等。）のもとで行われる場合は、工場製作に関わる者の経験は問わないものとする。
⑤　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）であること。
　なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者が監理技術者、その他の者を主任技術者として配置するものとし、このうち１人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工実績を有すること。
⑥　入札参加希望者と配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。
3　総合評価に関する事項　第１号に同じ。
4　契約後ＶＥ提案　第１号に同じ。
5　入札手続等
⑴、⑵及び⑷　第１号に同じ。
⑶　申請書及び資料の提出期間及び方法
①　提出期間　平成27年４月10日から平成27年５月11日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで
②　場所　上記５の⑵の②に同じ。
③　その他　申請書及び資料は、原則、電子入札システムにより提出するものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙による場合は、上記５の⑵の②へ持参すること。
⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法
①　入札書は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）することができる。
②　電子入札システムによる入札の場合は、平成27年６月10日から平成27年６月15日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時までとする。紙入札方式により持参する場合は、平成27年６月16日の午後１時30分までに東海農政局入札室に持参する。郵送による場合は、平成27年６月15日午後５時（必着）までに上記５の⑴あてに郵送（書留郵便に限る。）する。
　なお、開札は、平成27年６月16日の午後１時30分に東海農政局入札室で行う。
6　低入札価格調査対象工事　第１号に同じ。
7　その他　第１号に同じ。
8　Summary (No. 2)
⑴, ⑵, ⑷ and ⑹　The same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of gates at Meiji irrigation headwork under the Yahagigawa integrated agricultural land disaster prevention project phase Ⅱ
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M., 15 June, 2015 (tenders bring with 1 : 30 P.M., 16 June, 2015 or submitted by mail : 5 : 00 P.M., 15 June, 2015)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年４月10日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　森　　昌文
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　十津川道路豆市トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　（自）奈良県吉野郡十津川村大字平谷地先（至）奈良県吉野郡十津川村大字樫原地先
⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝1,432m　道路トンネル（ＮＡＴＭ）（２車線）（代表内空断面積54㎡）Ｌ＝1,432m、坑門工２基
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年２月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材
　コンクリート　15,900㎥、鋼材　370ｔ（支保工込み）